

区市町村児童虐待対応力向上支援事業の概要

児童虐待ケースにより的確に対応できるようにするために、先駆型子供家庭支援センター（以下「先駆型センター」という。）に複数対応や組織的対応ができる体制を確保することにより、区市町村の児童虐待対応の向上を図る。

	虐待対策調整事業 (虐待対策コーディネーターの配置)	虐待ケース対応強化事業 (児童人口に応じた虐待対策ワーカーの増配置)
目的	先駆型センターに虐待対策コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置し、先駆型センターの組織的な対応力を強化するとともに、関係機関との連携を促進することにより、区市町村における虐待対応力の更なる向上を図る。	児童人口の規模に応じた基準により、先駆型センターに虐待対策ワーカーを増配置し、個別ケースへの支援の充実を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 子供家庭支援センター内の調整 コーディネーターは、先駆型センター全体のケースの割り振りや助言、進行管理、個別ケース検討会議の要否の決定、個別ケースにおける関係機関との調整等を行う。 ② 関係機関との連携 コーディネーターは、地域の関係機関が開催する会議へケースの有無に関わらず出席するなど、地域内の関係機関との連携体制の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 虐待通告時における迅速な調査、児童の安全確認、面接、指導等を複数の職員により行う。 ② 要支援家庭に対し、継続的に、訪問、面接、指導等を行う。
従事する職員	<ul style="list-style-type: none"> ① 児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者であって、専任の常勤職員である者 ② 虐待対策ワーカーとして相談援助業務の実務経験が3年以上ある者。若しくは、児童虐待に関する相談援助業務の実務経験が3年以上ある者 	児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者であって、専任の常勤職員である者
留意事項	<p>虐待対策コーディネーターは、児童相談所において以下の研修を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一時保護所における実習（1日） ② 同行訪問、面接への同席（3回以上） ③ ブロック会議、援助方針会議への参加（年に6回以上。概ね2か月に1回以上） 	虐待ケース対応強化事業により増員する虐待対策ワーカーについては、先駆型センターにおいて現に配置されている虐待対策ワーカーと同一の場所に配置すること。ただし、支所を設けるなど複数の場所で虐待対応を行っている場合であって、それぞれが先駆型センターとしての体制及び機能を確保している場合は、この限りでない。

